

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 地域医療連携体制加算
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 歯科技工士連携加算2
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- 歯周組織再生誘導手術
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第666号 徴開始年月日：平成28年9月1日

金属	その他金属	上顎	下顎
02:金		300,000	300,000
01:白金		300,000	300,000
04:チタン		250,000	250,000
03:コバルト	クロム	180,000	180,000

- う蝕に罹患している患者の指導管理

（う蝕管理）第501号 徴収開始年月日：平成28年9月1日

継続管理種類	価格
01:フッ化物局所	2,160

02:小窩裂溝填塞 3,240

(2024年11月1日時点)